

# 使用料

## 体育館(メインアリーナ・トレーニング室)

利用区分		単位	金額	規模
メインアリーナ	体育活動	全館1時間につき	1,540円	・メインアリーナ 1,684㎡ 2階客席1,000席(内車椅子席12席) ハンドボールコート1面、 バスケットボールコート2面、 テニスコート2面、 バレーボールコート3面、 ミニバレーボールコート10面、 バドミントンコート10面、 卓球15面(卓球台5台保有)、 ジョギングコース174m 本部室 58㎡、控室64㎡ ・トレーニング室 154㎡
	体育活動以外	全館1時間につき	3,600円	
	ハンドボールコート	1面1時間につき	1,540円	
	フットサルコート	1面1時間につき	1,000円	
	バスケットボールコート	1面1時間につき	770円	
	テニスコート	1面1時間につき	770円	
	バレーボールコート	1面1時間につき	520円	
	ミニバレーコート	1面1時間につき	210円	
	バドミントンコート	1面1時間につき	210円	
トレーニング室 (高校生以上)	個人使用券	1人2時間につき	210円	
	回数券	11枚綴り1冊につき	2,060円	
ジョギングコース(他の有料施設と併用して利用する場合を除く)		1人2時間につき	50円	

## コミュニティアリーナ

利用区分		単位	金額	規模
体育活動		全館1時間につき	520円	・コミュニティアリーナ 402㎡ 可動席 252席 収納ステージ 66㎡ (11m × 6m) 6人制バレーボールコート1面、 ミニバレーボールコート2面、 バドミントンコート2面
体育活動以外	(座席不使用時)	全館1時間につき	1,030円	
	(座席使用時)	全館1時間につき	2,060円	
バレーボールコート	1面1時間につき	520円		
ミニバレーコート	1面1時間につき	210円		
バドミントンコート	1面1時間につき	210円		
卓球	1台1時間につき	210円		

## 文化ホール・その他の施設

利用区分			午前	午後	夜間	規模
			9時~12時	13時~17時	18時~22時	
文化ホール	ホール	平日	6,700円	9,300円	11,300円	・文化ホール 収容人員 800人 (内移動席 51席) 舞台 間口 15m、高さ 9m 奥行 11.7m 楽屋(1) 41㎡、楽屋(2) 41㎡、 楽屋(3) 16㎡、楽屋(4) 19㎡
		土・日・祝日	8,200円	11,300円	14,400円	
	舞台	平日	2,100円	3,100円	3,600円	
		土・日・祝日	2,600円	3,600円	4,100円	
	ホワイエ	平日	2,100円	3,100円	3,600円	
		土・日・祝日	2,600円	3,600円	4,100円	
		楽屋 1	410円	620円	820円	
		楽屋 2	410円	620円	820円	
	楽屋 3	410円	620円	820円		
	楽屋 4	410円	620円	820円		
その他の施設	リハーサル室		1時間当たり	310円	・その他の施設 リハーサル室 78㎡ 練習室(1) 48㎡、練習室(2) 36㎡ 視聴覚室 157㎡、和室24畳 幼児室 45㎡	
	練習室 1		1時間当たり	310円		
	練習室 2		1時間当たり	210円		
	和室		1時間当たり	310円		
	視聴覚室		1時間当たり	410円		
	ラウンジ		1時間当たり	210円		

### ●超過使用料

メインアリーナ	全館利用	8時から9時までは、各利用区分の1時間当たりの金額
コミュニティアリーナ	全館利用	8時から9時までは、各利用区分の1時間当たりの金額
文化ホール		8時~9時までは、9時~12時までの使用料の4割相当額
		12時~13時までは、13時~17時までの使用料の3割相当額
		17時~18時までは、18時~22時までの3割相当額
その他の施設		8時から9時までは、各利用区分の1時間当たりの金額

### ●冷暖房設備<単位：1時間につき>

施設名	区分	使用料(円)
文化ホール	冷房	3,090円
メインアリーナ	暖房	2,570円
文化ホールの舞台のみ	冷房	1,030円
	暖房	820円
文化ホールのホワイエのみ	冷房	1,030円
	暖房	820円
コミュニティアリーナ	冷房	2,060円
	暖房	1,540円

### ●備考

- 1 高校生がトレーニング室を利用する場合は、定める額の2分の1の額とします。
- 2 大会等で、更衣室、トレーニング室、ジョギングコースを専有して利用する場合の使用料は、1日単位とし、利用日の1日あたりのトレーニング室利用者数に200円を乗じた額とします。
- 3 利用時間区分には、搬入・搬出・準備・後片付けに要する全ての時間を含みます。
- 4 附属設備、冷暖房設備を使用する場合は、附属設備等料金表で定めた使用料を徴収します。
- 5 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とします。
- 6 利用者が営利及び宣伝などの目的をもって使用する場合、又は入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、この表の金額の10割増しとし、文化ホール利用する場合は、開演から終演までの該当する時間区分とします。(その他の施設については、当該行為を行う日のみを対象)
- 7 利用時間が2区分以上の場合(9時~17時、13時~22時、9時~22時)は、それぞれの使用料を合計した金額とします。